

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費に係る指導管理等及び単位数の改正内容は以下のとおり。(詳細は別紙4)

- 短期入所療養介護におけるリハビリテーションについて、理学療法(I)、作業療法(I)、言語聴覚療法(I)を廃止し、報酬区分を見直す。
- リハビリテーション体制強化加算を創設する。
- 介護栄養食事指導を廃止する。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 517 単位

ii 要支援2 646 単位

b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 601 単位

ii 要支援2 751 単位

(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)

a 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 447 単位

ii 要支援2 559 単位

b 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 536 単位

看護<6:1>介護<6:1>
<従来型個室>

<多床室>

看護・介護<3:1>
<従来型個室>

<多床室>

<ユニット型個室>

<ユニット型準個室>

ii 要支援2 670 単位

(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)

a 要支援1 608 単位

b 要支援2 760 単位

(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)

a 要支援1 608 単位

b 要支援2 760 単位

注1 療養病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2) について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 診療所療養病床療養環境減算 (I) 60 単位

ロ 診療所療養病床療養環境減算 (II) 100 単位

○ 上記減算及び当該減算に係る経過措置について、イに係るものは平成 20 年 3 月末をもって、ロに係るものは平成 19 年 3 月末をもって廃止する。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅰ) 又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ) を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅰ) の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ) 又は診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ) の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅰ) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注○の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注○の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して 30 日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算 12 単位

(二) 栄養士配置加算 10 単位

注 1 (-) については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1 日につき所定単位数を加算

する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費に係る指導管理等及び単位数の改正内容は以下のとおり。(詳細は別紙4)

○ 短期入所療養介護におけるリハビリテーションについて、理学療法(1)、作業療法(1)、言語聴覚療法(1)を廃止し、報酬区分を見直す。

- リハビリテーション体制強化加算を創設する。
- 介護栄養食事指導を廃止する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(I) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(-)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)

i 要支援1 833 単位

ii 要支援2 993 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)

i 要支援1 944 単位

ii 要支援2 1,098 単位

(二)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)

i 要支援1 766 単位

ii 要支援2 934 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)

i 要支援1 850 単位

ii 要支援2 1,039 単位

(三)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)

i 要支援1 743 単位

ii 要支援2 906 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)

i 要支援1 827 単位

ii 要支援2 1,011 単位

(四)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)

i 要支援1 730 単位

ii 要支援2 890 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)

i 要支援1 814 単位

ii 要支援2 995 単位

<大学病院>看護<3:1>介護<6:1>
従来型個室

多床室

<一般病院>看護<4:1>介護<4:1>
従来型個室

多床室

<一般病院>看護<4:1>介護<5:1>
従来型個室

多床室

<一般病院>看護<4:1>介護<6:1>
従来型個室

多床室

経過措置型（※）〈一般病院〉
従来型個室

多床室

※ 当分の間、利用者数を4で除した数と5で除した数の差まで介護職員とすることができるもの。

〈大学病院等〉
ユニット型個室

ユニット型準個室

〈一般病院〉
ユニット型個室

ユニット型準個室

(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)

i 要支援1	668 単位
ii 要支援2	828 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)

i 要支援1	779 単位
ii 要支援2	933 単位

(2) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(-) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)

i 要支援1	946 単位
ii 要支援2	1,101 単位

b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)

i 要支援1	946 単位
ii 要支援2	1,101 単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)

a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)

i 要支援1	857 単位
ii 要支援2	1,048 単位

b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)

i 要支援1	857 単位
ii 要支援2	1,048 単位

注1 老人性認知症疾患療養病棟 (指定介護予防サービス基準第

〇条第〇項第〇号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより

算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準(注1)で減算。

ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状

況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) (1日につき)

(一) 要支援1 411単位

(二) 要支援2 534単位

(2) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) (1日につき)

(一) 要支援1 495単位

(二) 要支援2 643単位

注1 指定介護予防サービス基準附則第〇条第〇項の規定により読み替えられた指定介護予防サービス基準第〇条に規定する基準適合診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

3 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室

<従来型個室>

<多床室>

を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

4 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1 214 単位

(2) 要支援2 494 単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第○条第○項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項において規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ）を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、指定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第○条第○項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 上記のサービスの種類及び当該サービスの単位数の内容は以下のとおり。

① 基本部分（1日につき） 63 単位

② 各サービス部分

イ 訪問系サービス（指定介護予防訪問介護・指定介護予防訪問看護・指定介護予防訪問入浴・指定介護予防訪問リハ）及び通所系サービス（指定介護予防通所介護・指定介護予防通所リハ）
・通常の各サービスの基本部分の報酬の 90 / 100

ロ 指定介護予防福祉用具貸与

・貸与額を適用（対象品目・対象者も通常の指定福祉用具貸与と同様）

* 指定介護予防訪問介護は、3級課程の訪問介護員によるサービス提供を除く。指定介護予防訪問看護は、保健師、看護師等によるサービス提供に限る。

* 指定介護予防通所介護の選択的サービスの部分は加算を可能とする（加算額は通常の選択的サービスの算定額の90/100）

※ 上記①及び②の単位数の限度の内容は以下のとおり。
介護予防サービスの区分支給限度額とする

2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算する。

11 介護予防福祉用具貸与費（1月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第〇条に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第〇条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要し

た費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）の通常の業務の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）（仮称）第 1 項に規定する車いす、第 2 項に規定する車いす付属品、第 3 項に規定する特殊寝台、第 4 項に規定する特殊寝台付属品、第 5 項に規定する床ずれ防止用具、第 6 項に規定する体位変換器、第 11 項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第 12 項に規定する移動用リフト（つり具の部分を除く。）に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

イ 次のいずれかに該当する者

(1) 車いす及び車いす付属品

次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に歩行が困難な者

(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品

次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に起きあがり困難な者

(二) 日常的に寝返りが困難な者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器

日常的に寝返りが困難な者

(4) 認知症老人徘徊感知機器

次のいずれにも該当する者

(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

(二) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に立ち上がりが困難な者

(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

□ 介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第 3 条の施行の日（以下「施行日」という。）前に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）（仮称）第 1 項に規定する車いす、第 2 項に規定する車いす付属品、第 3 項に規定する特殊寝台、第 4 項に規定する特殊寝台付属品、第 5 項に規定する床ずれ防止用具、第 6 項に規定する体位変換器、第 11 項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第 12 項に規定する移動用リフト（つり具の部分を除く。）（以下「対象外種目」という。）に係る指定福祉用具貸与を受けていた者であって、施行日から起算して 6 か月を超えない期間において対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受けるもの

3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない。

○指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（仮称）

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費(1月につき)

イ 介護予防支援費 400 単位

注 1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成〇年厚生省令第〇号。以下「基準」という。)第〇条第〇項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。

2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

ロ 初回加算 250 単位

注 当該指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1回につき所定単位数を加算する。